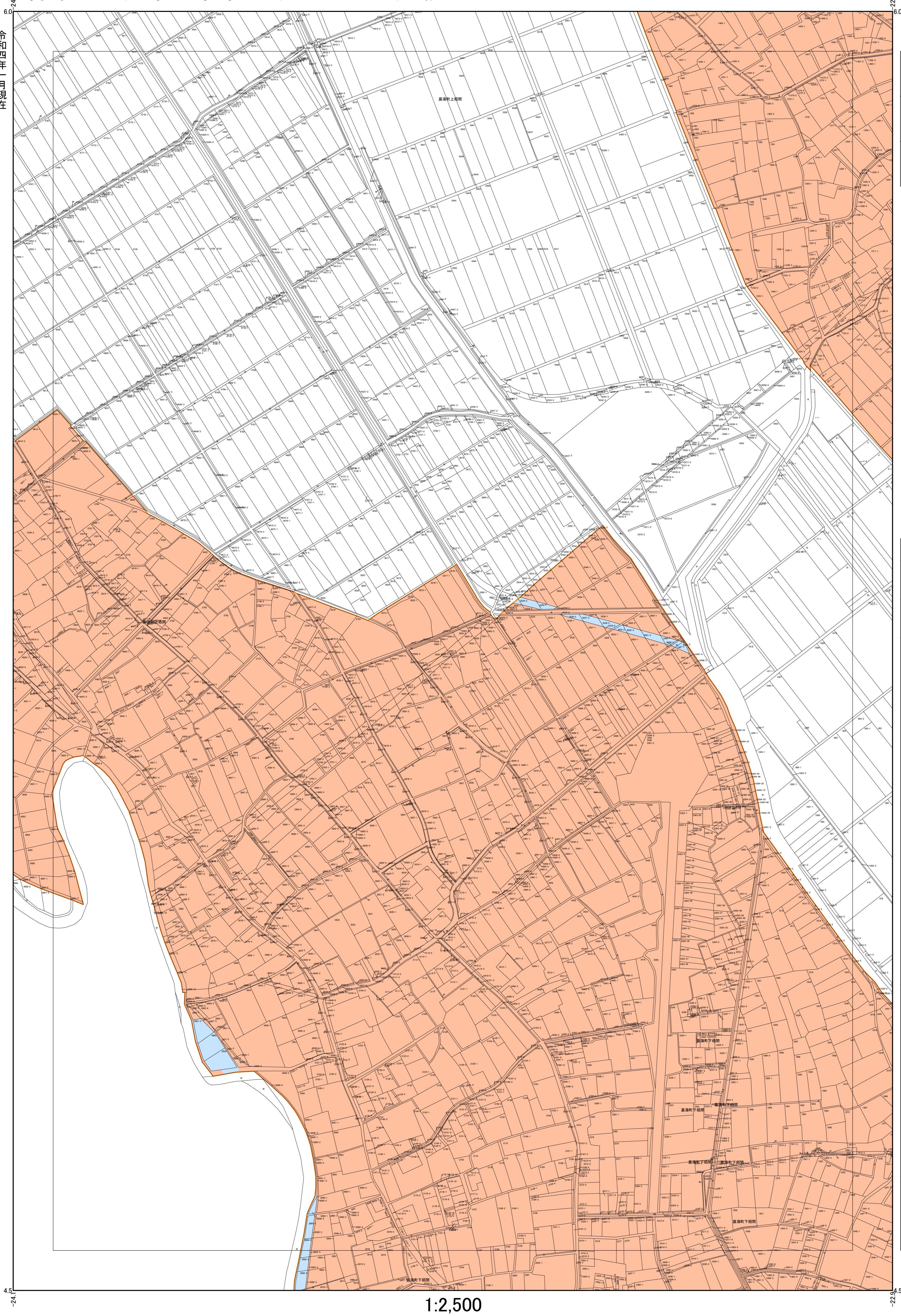
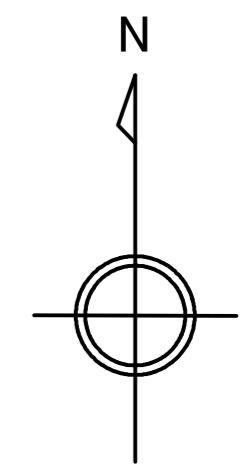


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No37L

令和四年一月現在



28	29	30
36	37L	38
	43	44



凡例

<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用される区域)
<span style="background-color: cyan; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用されない区域)
<span style="background-color: magenta; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	【流通業務施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第4条第2項第1号に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条を用いて供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び貯蔵場をさきとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条を用いて供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	【工業施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条を用いて供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物、金属の荷物又は機械の事業を営む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条を用いて供する建築物の用途は、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。
<span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	【商業施設】 条例第5条第1項に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条を用いて供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に掲るものとする。 (1)小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。)(2)において同じ。 (3)小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。)
<span style="background-color: lightblue; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第2.9条の9第9号又は第10号(第1項第1号の場合は1号口に限る。)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の定め水深が10.00m以上である土地の区域)